

## 湖風会(工学部同窓会)「彦機会」会則

- 第1条 名称  
本会は、滋賀県立大学同窓会 湖風会(工学部同窓会)「彦機会」と称する。
- 第2条 目的  
本会は、会員相互の親睦と情報交換を通じて交流を深めるとともに、湖風会(工学部同窓会)との連携を密にし、社会文化の発展に資することを目的とする。
- 第3条 同好会の設置  
別に定める「同好会の実施要領について」による。
- 第4条 会員  
本会員の資格は、滋賀県立短期大学工業部機械科(紡織科)を卒業した者、またはそれに準じる者で会長が承認した者とする。
- 第5条 役員  
本会には、次の役員をおき、毎年4月に開催する幹事会にて選任する。尚、役職の重任は妨げない。  
会長1名 副会長若干名 常任幹事若干名 書記1名 会計1名 会計監査1名
- 第6条 任期  
役員は、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長職は原則として4年を越えてはならない。  
①補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現在者の残任期間とする。  
②役員は、任期が終了しても次期役員が就任するまでは、その職務を行う。
- 第7条 総会  
総会は2年に1回開催する。総会にて役員を紹介、活動報告と活動方針、その他必要事項などについて報告を行う。総会終了後は懇親会を開催する。
- 第8条 総会の出席者  
総会の出席者は第2条の会員、来賓は幹事会で推薦した県短・県大の先生方及び恩師と湖風会(工学部同窓会)の役員とする。
- 第9条 幹事会  
幹事会は役員で構成され、第2条の目的達成のため、2ヶ月に1回程度の幹事会を開催し、今後の活動予定などを協議し決定する。但し、行事によっては、その都度必要に応じて開催する。
- 第10条 役員改選、会則改定、活動報告、活動方針、会計・監査報告  
毎年4月の幹事会を幹事総会と位置づけ、役員改選、会則改定、活動報告、活動方針、会計・監査報告、そのほか必要事項について審議し決定する。
- 第11条 決議  
本会の議決(総会、幹事会)は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合、議長がこれを決定する。
- 第12条 会計年度・会計監査  
①本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。  
②会計報告及び会計監査報告は、会計年度終了後の4月の幹事会で報告する。
- 第13条 年会費・費用  
①本会員の会費の徴収は行なわない。  
②同好会、懇親会(忘年会・新年会)等の費用は、原則参加会員の自己負担とする。  
③運営費用は、会員よりの寄付及び湖風会(工学部同窓会)の補助金などでまかなう。
- 第14条 学年幹事の選出と役割  
各卒年にクラスの代表者として1名選出する。学年幹事は、総会に出席するとともに諸事項をクラス全員に連絡する。
- 第15条 顧問の選出  
顧問は若干名とし、幹事会で決定する。顧問は総会・幹事会に出席し、議決権を有する。
- 第16条 連絡事務所  
本会の連絡事務所は、会長の自宅とする。

以上

- ・付則 ①本会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ②本会則は、平成 22 年 4 月 11 日から施行する。